専 決 処 分 U た 事 件 の 報 告 に つ ١J τ

IJ

和

解

の

専

決

処

分

を

U

た

の

で

同

条

第

項

の

規

定

に

ょ

IJ 報

告

す

る

平

成

+

六

年

九

月

_

+

五

日

 $\overline{}$

昭

和

+

年

法

律

第

六

+

七

号

 $\overline{}$

第

百

八

+

条

第

項

の

規

定

に

基

づ

き

`

別

紙

の ۲

お

平

成

_

+

六

年

_

月

Ξ

+

日

に

提

起

さ

れ

た

損

害

賠

償

請

求

事

件

に

つ

い

τ

地

方 自

治

法

江 戸 Ш $\overline{\mathsf{X}}$ 長

多

田

見

正

- 1 -

別紙

和 解 概

要

 $\left(\longrightarrow \right)$ 被告は、 原告に対し、本件解決金として、三百八十万円の支払義務があることを認め、これを支払う。

 $(\underline{})$ 原告は、その余の請求を放棄する。

 (\equiv) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互

に確認する。

(<u>)U</u>) 訴訟費用は、 各自の負担とする。

提起年月日 件 容

事

内

平成二十六年一月三十日 (区収受 二月七日)

者 原告 被害者

 $(\underline{})$

当

事

被告 江戸川区

X 指 定 代 理 人 特別区人事・厚生事務組合法務部 篠岡祐挙 吉田雅弘

区立学校教諭からわいせつ行為を受けた原告が、江戸川区に対し七百万円の損害賠償を請求したもの

江戸川区 髙濱次郎 飯田常雄

平成二十六年三月十九日~平成二十六年七月十一日

平成二十六年七月十一日

四

訴

訟

経

過

Ξ

 $(\overline{\underline{}})$

提起理由・請求内容

和解成立

口頭弁論一回

弁論準備四回